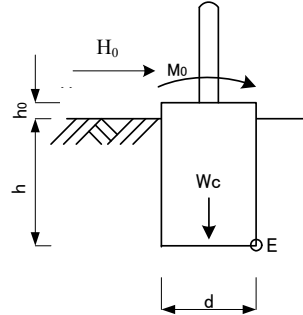
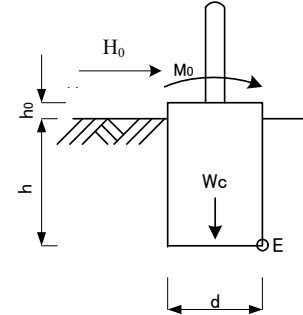
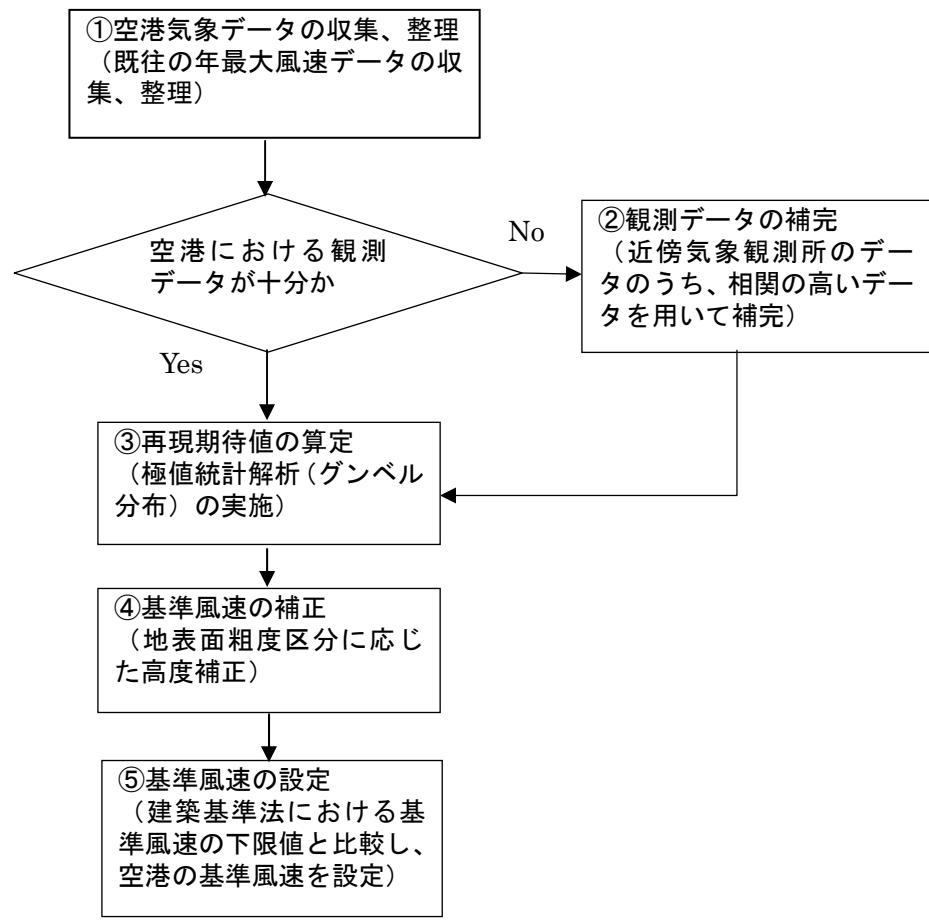
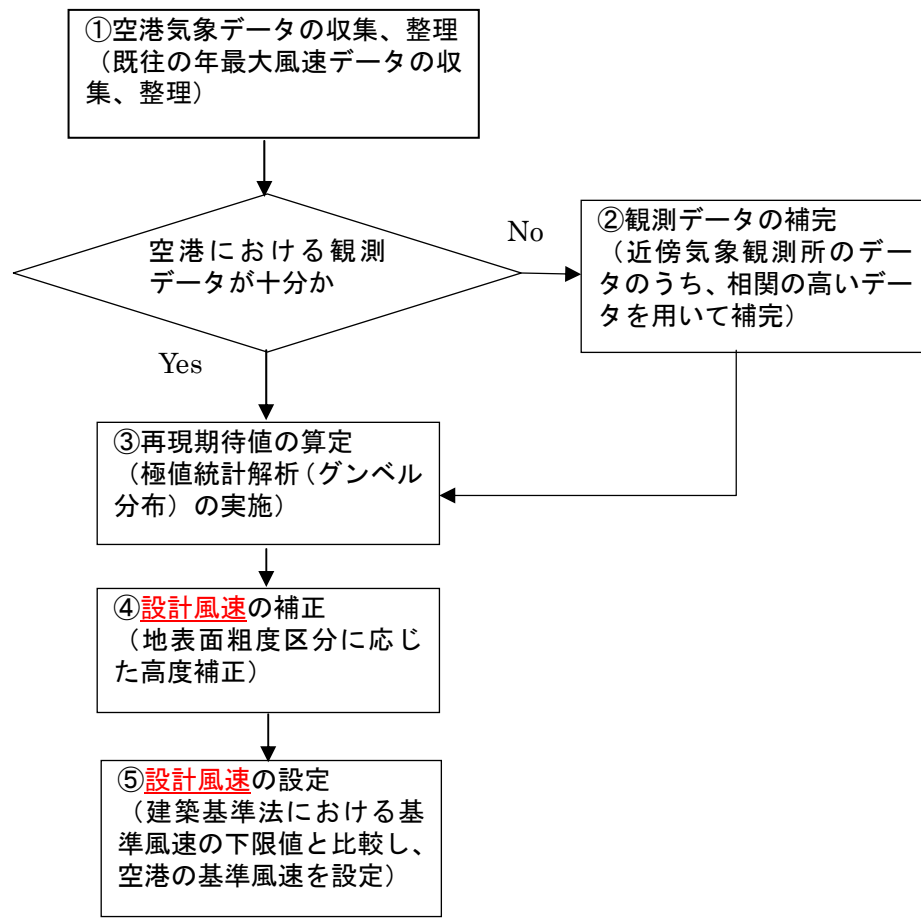


現行	改訂(案)	備考
<p data-bbox="341 604 1062 661">空港土木施設構造設計要領</p> <p data-bbox="409 1327 994 1465">平成20年7月 (平成24年4月一部改訂)</p>	<p data-bbox="1507 604 2228 661">空港土木施設構造設計要領</p> <p data-bbox="1576 1327 2160 1465">平成20年7月 (平成25年4月一部改訂)</p>	

現行	改訂(案)	備考																														
<p>2.3.11 風およびブラスト</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>考慮すべき風およびブラストによる荷重は、当該区域の地域特性や、対象とする航空機の特徴を踏まえ適切に設定する必要がある。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>(1) ブラストフェンスや場周柵(立入禁止柵)の支柱等に作用する風荷重、速度圧の算出にあたっては、式(2.3.14)によって算出することができる。各空港における基準風速は、過去の実績をもとに算出しこれを使用することができる。基準風速の算出方法及び各主要空港での算出結果を付録-4に示す。なお、解析では扱うことが困難な気象要因による強風の影響を考慮し基準風速の下限値を30m/sとする。</p> $R = q \times Cf \times A \dots\dots\dots(2.3.14)$ $q = 0.6 \times Er^2 \times Gf \times Vo^2$ <p><i>R</i> : 風荷重 (N) <i>q</i> : 速度圧 (N/m²) <i>Cf</i> : 風力係数(金網その他網状の構造物1.4) <i>A</i> : 断面積(m²) <i>Vo</i> : 基準風速 (m/sec) <i>Er</i> : 平均風速の高さ方向の分布を表す係数1.7(Z_b/Z_G)^α Z_b, Z_G, αの値は空港の位置より表-2.3.9に示す値を用いる。 <i>Gf</i> : ガスト影響係数(空港の位置より表-2.3.9に示す値を用いる。)</p> <p style="text-align: center;">表-2.3.9 地表面粗度区分に対するパラメータ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地表面粗度区分</th> <th>Z_b</th> <th>Z_G</th> <th>α</th> <th>Gf</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ：海上及び海岸に接する空港</td> <td>5</td> <td>250</td> <td>0.10</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ：区分Ⅰ以外の空港</td> <td>5</td> <td>350</td> <td>0.15</td> <td>2.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<i>Cf</i>, <i>Er</i>, <i>Gf</i> は、高さ5m以下の構造物に対しての値を示しており、5m以上の場合には「平成12年建設省告示第1454号」により設定する。</p>	地表面粗度区分	Z _b	Z _G	α	Gf	区分Ⅰ：海上及び海岸に接する空港	5	250	0.10	2.0	区分Ⅱ：区分Ⅰ以外の空港	5	350	0.15	2.2	<p>2.3.11 風およびブラスト</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>考慮すべき風およびブラストによる荷重は、当該区域の地域特性や、対象とする航空機の特徴を踏まえ適切に設定する必要がある。</p> </div> <p>【解説】</p> <p>(1) ブラストフェンスや場周柵(立入禁止柵)の支柱等に作用する風荷重、速度圧の算出にあたっては、式(2.3.14)によって算出することができる。各空港における設計風速は、過去の実績をもとに算出しこれを使用することができる。設計風速の算出方法及び各主要空港での算出結果を付録-4に示す。なお、解析では扱うことが困難な気象要因による強風の影響を考慮し基準風速の下限値を30m/sとする。</p> $R = q \times Cf \times A \dots\dots\dots(2.3.14)$ $q = 0.6 \times Er^2 \times Gf \times Vo^2$ <p><i>R</i> : 風荷重 (N) <i>q</i> : 速度圧 (N/m²) <i>Cf</i> : 風力係数(金網その他網状の構造物1.4) <i>A</i> : 断面積(m²) <i>Vo</i> : 設計風速 (m/sec) <i>Er</i> : 平均風速の高さ方向の分布を表す係数1.7(Z_b/Z_G)^α Z_b, Z_G, αの値は空港の位置より表-2.3.9に示す値を用いる。 <i>Gf</i> : ガスト影響係数(空港の位置より表-2.3.9に示す値を用いる。)</p> <p style="text-align: center;">表-2.3.9 地表面粗度区分に対するパラメータ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地表面粗度区分</th> <th>Z_b</th> <th>Z_G</th> <th>α</th> <th>Gf</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ：海上及び海岸に接する空港</td> <td>5</td> <td>250</td> <td>0.10</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ：区分Ⅰ以外の空港</td> <td>5</td> <td>350</td> <td>0.15</td> <td>2.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<i>Cf</i>, <i>Er</i>, <i>Gf</i> は、高さ5m以下の構造物に対しての値を示しており、5m以上の場合には「平成12年建設省告示第1454号」により設定する。</p>	地表面粗度区分	Z _b	Z _G	α	Gf	区分Ⅰ：海上及び海岸に接する空港	5	250	0.10	2.0	区分Ⅱ：区分Ⅰ以外の空港	5	350	0.15	2.2	<p>要領 P1-27</p> <p>建築基準でいう、基準風速と統計解析が異なり、全地域同数ではない。混同を避けるため異なる名称とする。</p>
地表面粗度区分	Z _b	Z _G	α	Gf																												
区分Ⅰ：海上及び海岸に接する空港	5	250	0.10	2.0																												
区分Ⅱ：区分Ⅰ以外の空港	5	350	0.15	2.2																												
地表面粗度区分	Z _b	Z _G	α	Gf																												
区分Ⅰ：海上及び海岸に接する空港	5	250	0.10	2.0																												
区分Ⅱ：区分Ⅰ以外の空港	5	350	0.15	2.2																												

現行	改訂(案)	備考
$F_s = \frac{Mr_1 + Mr_2}{Me} \dots\dots\dots (5.3.1)$ <p> F_s : 安全率 M_e : 転倒モーメント (kN・m) (= $M_0 + H_0 \times (h + h_0)$) M_{r1} : 自重による抵抗モーメント (kN・m) (= コンクリートの単位体積重量 $\times (h + h_0) \times B \times d \times d/2$) M_{r2} : 側圧抵抗モーメント (kN・m) (= $1/3(f_e' \times h \times B - H_0)$) M_0 : 基礎上面に作用するモーメント (kN・m) H_0 : 基礎上面に作用する水平力 (kN) H : 基礎の根入れ長 (m) h_0 : 基礎の突出長 (m) B : 基礎の奥行き (m) d : 基礎の幅 (m) f_e' : 地盤の短期許容横方向地耐力 (kN/m²) (= $2/3 \times f_e$) f_e : 地盤の許容鉛直方向地耐力 (kN/m²) </p>  <p>図-5.3.1 基礎に作用する荷重の例</p> <p>(3) 基礎地盤が軟弱な場合は、地盤の支持力について検討する必要がある。 (4) 支柱に作用する曲げモーメントにより基礎の支圧破壊や、基礎地盤の支持力不足が懸念されるような場合等、その他必要な照査を行う必要がある。</p>	$F_s = \frac{Mr_1 + Mr_2}{Me} \dots\dots\dots (5.3.1)$ <p> F_s : 安全率 M_e : 転倒モーメント (kN・m) (= $M_0 + H_0 \times (h + h_0)$) M_{r1} : 自重による抵抗モーメント (kN・m) (= コンクリートの単位体積重量 $\times (h + h_0) \times B \times d \times d/2$) M_{r2} : 側圧抵抗モーメント (kN・m) (= $1/3 \times h \times (f_e' \times h \times B - H_0)$) M_0 : 基礎上面に作用するモーメント (kN・m) H_0 : 基礎上面に作用する水平力 (kN) H : 基礎の根入れ長 (m) h_0 : 基礎の突出長 (m) B : 基礎の奥行き (m) d : 基礎の幅 (m) f_e' : 地盤の短期許容横方向地耐力 (kN/m²) (= $2/3 \times f_e$) f_e : 地盤の許容鉛直方向地耐力 (kN/m²) </p>  <p>図-5.3.1 基礎に作用する荷重の例</p> <p>(3) 基礎地盤が軟弱な場合は、地盤の支持力について検討する必要がある。 (4) 支柱に作用する曲げモーメントにより基礎の支圧破壊や、基礎地盤の支持力不足が懸念されるような場合等、その他必要な照査を行う必要がある。</p>	<p>要領 P2-72</p> <p>誤記のため修正 (H22 から H23 改訂時)</p>

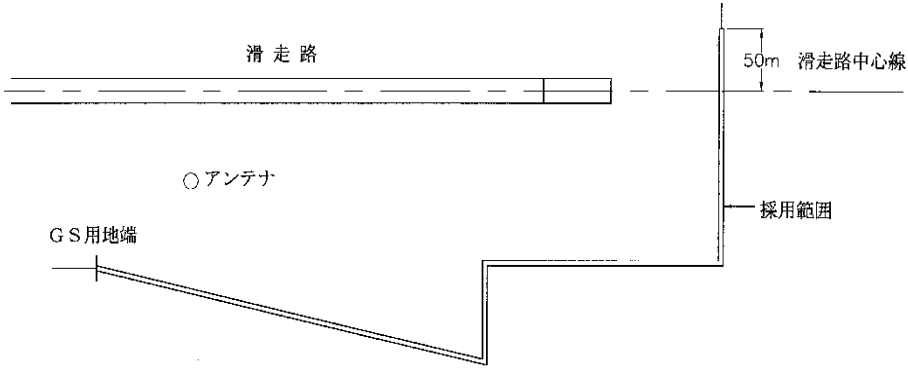
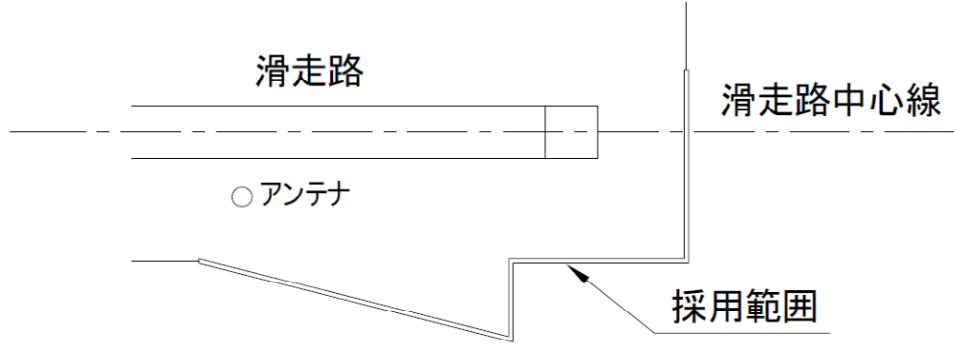
現行	改訂(案)	備考
<p>付録－４ 基準風速の設定例</p> <p>算定フロー</p> <p>各空港における既往観測データを用いた基準風速の算定は、付図－4.1 に示すフローに基づき行う。</p>  <p style="text-align: center;">付図－4.1 実測風速による基準風速の算定</p> <p>基準風速の算定例</p> <p>空港気象データの収集、整理</p> <p>各空港測候所で観測している気象データをもとに既往の風速データ（年最大風速：10 分間平均風速）を収集、整理し、データが統計解析に必要なデータ数を満足しているか確認を行う。一般的に数十年の値を用いることから、必要なデータ数を約 30 年分とする。</p>	<p>付録－４ 基準風速の設定例</p> <p>算定フロー</p> <p>各空港における既往観測データを用いた設計風速の算定は、付図－4.1 に示すフローに基づき行う。</p>  <p style="text-align: center;">付図－4.1 実測風速による基準風速の算定</p> <p>設計風速の算定例</p> <p>空港気象データの収集、整理</p> <p>各空港測候所で観測している気象データをもとに既往の風速データ（年最大風速：10 分間平均風速）を収集、整理し、データが統計解析に必要なデータ数を満足しているか確認を行う。一般的に数十年の値を用いることから、必要なデータ数を約 30 年分とする。</p>	<p>P 付-89</p> <p>建築基準でいう、基準風速と異なるため、混同を避けるため異なる名称とする。</p>

現行	改訂(案)	備考
<p>4) 基準風速の高度補正</p> <p>再現期待値をもとに、観測場所の立地条件（高度、地表粗度）を考慮した補正を行い、建築基準法における基準風速と同様の条件（地表粗度区分Ⅱ、高度 10mに補正）による基準風速を算出する。</p> <p>高度補正の前提として、風速は上空（地表の地物や障害の影響を受けない）では一定という考え方のもと、空港の地表面粗度区分が基準風速とする地表面粗度区分（Ⅱ）と異なる場合、地表面の風速を上空の風速に一旦換算し、その後、基準風速の地表面粗度区分（Ⅱ）及び高さ（10m）に再度変換するという方法で補正を行う。（付図－4.3 の①、②の手順）</p> <p>なお、空港の地表面粗度区分がⅡの場合には、高度補正のみを行うこととなる。（付図－4.3 の③の手順）</p> <p>ここで、 U_{10}：基準風速 U_m：観測地点の風速 U_G：上空の風速 Z_m：観測点高度 Z_G：上空高度 α：べき指数 なお、Z_{GII}、α_{II}は、粗度区分ⅡのZ_G、αを用いることを示す。</p> <p>付図－4.3 高度補正の概念図</p> <p>なお、空港の地表面粗度区分の設定は、空港の立地条件に応じて以下の区分に分類する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地表面粗度区分Ⅰ：海上および海岸に接する空港 ・地表面粗度区分Ⅱ：Ⅰに属さない空港 </div>	<p>4) 設計風速の高度補正</p> <p>再現期待値をもとに、観測場所の立地条件（高度、地表粗度）を考慮した補正を行い、建築基準法における基準風速と同様の条件（地表粗度区分Ⅱ、高度 10mに補正）による基準風速を算出する。</p> <p>高度補正の前提として、風速は上空（地表の地物や障害の影響を受けない）では一定という考え方のもと、空港の地表面粗度区分が基準風速とする地表面粗度区分（Ⅱ）と異なる場合、地表面の風速を上空の風速に一旦換算し、その後、基準風速の地表面粗度区分（Ⅱ）及び高さ（10m）に再度変換するという方法で補正を行う。（付図－4.3 の①、②の手順）</p> <p>なお、空港の地表面粗度区分がⅡの場合には、高度補正のみを行うこととなる。（付図－4.3 の③の手順）</p> <p>ここで、 U_{10}：設計風速 U_m：観測地点の風速 U_G：上空の風速 Z_m：観測点高度 Z_G：上空高度 α：べき指数 なお、Z_{GII}、α_{II}は、粗度区分ⅡのZ_G、αを用いることを示す。</p> <p>付図－4.3 高度補正の概念図</p> <p>なお、空港の地表面粗度区分の設定は、空港の立地条件に応じて以下の区分に分類する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地表面粗度区分Ⅰ：海上および海岸に接する空港 ・地表面粗度区分Ⅱ：Ⅰに属さない空港 </div>	<p>P 付-91</p> <p>建築基準法という、基準風速と異なるため、混同を避けるため異なる名称とする。</p>

現行	改訂(案)	備考																																			
<p>a) 地表面粗度区分 I の場合 地表面の風速を上空の風速に換算 (①手順の計算)</p> $U_G (\text{上空の風速}) = U_m \times (Z_G / Z_m)^\alpha$ <p>基準風速の地表面粗度区分 (II) 及び高さ (10m) に換算 (②手順の計算)</p> $U_{10} (\text{基準風速}) = U_G \times (10 / Z_{GII})^{\alpha II}$ <p>b) 地表面粗度区分 II の場合 高度補正のみで基準風速の高さ (10m) に換算 (③手順の計算)</p> $U_{10} (\text{基準風速}) = U_m \times (10 / Z_{mII})^{\alpha II}$ <p>なお、地表粗度の影響を受けない上空高度 (Z_G)、べき指数 (α) は、付表-4.2 の値を用いる。</p> <p>付表-4.2 地表粗度の影響を受けない上空高度 (Z_G) とべき指数 (α)</p> <table border="1" data-bbox="409 909 1086 1560"> <thead> <tr> <th>地表面粗度区分</th> <th>Z_b (単位 m)</th> <th>Z_G (単位 m)</th> <th>α</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域</td> <td>5</td> <td>250</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>II 都市計画区域外にあって地表面粗度区分 I の区域以外の区域 (建築物の高さが13m以下の場合を除く。) 又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分IVの区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線 (対岸までの距離が1,500m以上のものに限る。以下同じ。) までの距離が500m以内の地域 (ただし、建築物の高さが13m以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200mを超え、かつ、建築物の高さが31m以下である場合を除く。)</td> <td>5</td> <td>350</td> <td>0.15</td> </tr> <tr> <td>III 地表面粗度区分 I、II 又はIV以外の区域</td> <td>5</td> <td>450</td> <td>0.20</td> </tr> <tr> <td>IV 都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域</td> <td>10</td> <td>550</td> <td>0.27</td> </tr> </tbody> </table>	地表面粗度区分	Z_b (単位 m)	Z_G (単位 m)	α	I 都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域	5	250	0.10	II 都市計画区域外にあって地表面粗度区分 I の区域以外の区域 (建築物の高さが13m以下の場合を除く。) 又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分IVの区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線 (対岸までの距離が1,500m以上のものに限る。以下同じ。) までの距離が500m以内の地域 (ただし、建築物の高さが13m以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200mを超え、かつ、建築物の高さが31m以下である場合を除く。)	5	350	0.15	III 地表面粗度区分 I、II 又はIV以外の区域	5	450	0.20	IV 都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域	10	550	0.27	<p>a) 地表面粗度区分 I の場合 地表面の風速を上空の風速に換算 (①手順の計算)</p> $U_G (\text{上空の風速}) = U_m \times (Z_G / Z_m)^\alpha$ <p>設計風速の地表面粗度区分 (II) 及び高さ (10m) に換算 (②手順の計算)</p> $U_{10} (\text{基準風速}) = U_G \times (10 / Z_{GII})^{\alpha II}$ <p>b) 地表面粗度区分 II の場合 高度補正のみで設計風速の高さ (10m) に換算 (③手順の計算)</p> $U_{10} (\text{基準風速}) = U_m \times (10 / Z_{mII})^{\alpha II}$ <p>なお、地表粗度の影響を受けない上空高度 (Z_G)、べき指数 (α) は、表-2.3.9 の値を用いる。</p> <p>表-2.3.9 地表面粗度区分に対するパラメータ</p> <table border="1" data-bbox="1460 919 2273 1119"> <thead> <tr> <th>地表面粗度区分</th> <th>Z_b</th> <th>Z_G</th> <th>α</th> <th>G_f</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分 I : 海上及び海岸に接する空港</td> <td>5</td> <td>250</td> <td>0.10</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>区分 II : 区分 I 以外の空港</td> <td>5</td> <td>350</td> <td>0.15</td> <td>2.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※C_f, E_r, G_f は、高さ 5 m 以下の構造物に対しての値を示しており、5 m 以上の場合には「平成12年建設省告示第1454号」により設定する。</p>	地表面粗度区分	Z_b	Z_G	α	G_f	区分 I : 海上及び海岸に接する空港	5	250	0.10	2.0	区分 II : 区分 I 以外の空港	5	350	0.15	2.2	<p>P 付-92</p> <p>建築基準でいう、基準風速と異なるため、混同を避けるため異なる名称とする。</p> <p>表-4.2 は建築基準法施行令からの引用掲載であるが、空港での表面粗度区分は I・II に限定しているため、該当箇所のみ掲載の表とする。</p>
地表面粗度区分	Z_b (単位 m)	Z_G (単位 m)	α																																		
I 都市計画区域外にあって、極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域	5	250	0.10																																		
II 都市計画区域外にあって地表面粗度区分 I の区域以外の区域 (建築物の高さが13m以下の場合を除く。) 又は都市計画区域内にあって地表面粗度区分IVの区域以外の区域のうち、海岸線又は湖岸線 (対岸までの距離が1,500m以上のものに限る。以下同じ。) までの距離が500m以内の地域 (ただし、建築物の高さが13m以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200mを超え、かつ、建築物の高さが31m以下である場合を除く。)	5	350	0.15																																		
III 地表面粗度区分 I、II 又はIV以外の区域	5	450	0.20																																		
IV 都市計画区域内にあって、都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域	10	550	0.27																																		
地表面粗度区分	Z_b	Z_G	α	G_f																																	
区分 I : 海上及び海岸に接する空港	5	250	0.10	2.0																																	
区分 II : 区分 I 以外の空港	5	350	0.15	2.2																																	

現行	改訂(案)	備考
<p>【中部国際空港の例】</p> <p>海上空港のため地表面粗度区分を I とする。まず、再現年別確率風速（30 年確率）の上空風速への換算を行う。</p> <p>U_m : 27m/s（表-4.1 の 30 年再現確率風速より） Z_G : 250m（表-4.2 の地表面粗度区分 I より） Z_m : 10m（空港気象観測地点の高さより） α : 0.10（表-4.2 の地表面粗度区分 I より） 以上より、 U_G（上空の風速）$= U_m \times (Z_G / Z_m)^\alpha$ $= 27 \times (250 \div 10)^{0.10} = 37.25 \text{ m/s}$</p> <p>次に、基準風速である地表面粗度区分（II）、高さ（10m）への換算を行なう。</p> <p>Z_{GII} : 350m（表-4.2 の地表面粗度区分 II より） α^{II} : 0.15（表-4.2 の地表面粗度区分 II より） 以上より、 U_{10}（基準風速）$= U_G \times (10 / Z_{GII})^{\alpha^{II}}$ $= 37.25 \times (10 \div 350)^{0.15} = 21.85 \text{ m/s} \approx 22 \text{ m/s}$</p> <p>基準風速の設定</p> <p>前項で算出した空港の基準風速と、「建築基準法施行令第 87 条第 2 項（平成 12 年建設省告示第 1454 号）」における空港が位置する地域の基準風速とを比較し、空港の基準風速を適宜設定する。</p> <p>なお、建築基準法の基準風速は、解析では扱うことが困難な気象要因による強風の影響を考慮し 30m/s を下限値としていることから、同様の考え方のもと空港の基準風速についても 30m/s を下限値とする。</p>	<p>【中部国際空港の例】</p> <p>海上空港のため地表面粗度区分を I とする。まず、再現年別確率風速（30 年確率）の上空風速への換算を行う。</p> <p>U_m : 27m/s（表-4.1 の 30 年再現確率風速より） Z_G : 250m（表-2.3.9 の地表面粗度区分 I より） Z_m : 10m（空港気象観測地点の高さより） α : 0.10（表-2.3.9 の地表面粗度区分 I より） 以上より、 U_G（上空の風速）$= U_m \times (Z_G / Z_m)^\alpha$ $= 27 \times (250 \div 10)^{0.10} = 37.25 \text{ m/s}$</p> <p>次に、設計風速である地表面粗度区分（II）、高さ（10m）への換算を行なう。</p> <p>Z_{GII} : 350m（表-2.3.9 の地表面粗度区分 II より） α^{II} : 0.15（表-2.3.9 の地表面粗度区分 II より） 以上より、 U_{10}（基準風速）$= U_G \times (10 / Z_{GII})^{\alpha^{II}}$ $= 37.25 \times (10 \div 350)^{0.15} = 21.85 \text{ m/s} \approx 22 \text{ m/s}$</p> <p>設計風速の設定</p> <p>前項で算出した空港の基準風速と、「建築基準法施行令第 87 条第 2 項（平成 12 年建設省告示第 1454 号）」における空港が位置する地域の基準風速とを比較し、空港の基準風速を適宜設定する。</p> <p>なお、建築基準法の基準風速は、解析では扱うことが困難な気象要因による強風の影響を考慮し 30m/s を下限値としていることから、同様の考え方のもと空港の設計風速についても 30m/s を下限値とする。</p>	<p>P 付-93</p> <p>適宜設定→不統一な扱いとなることを懸念し、下限値規定のみを掲載</p>

現行							改訂(案)							備考							
(3) 各空港における基準風速の算定例 主要空港における基準風速の算定例を付表-4.3に示す。							(3) 各空港における設計風速の算定例 主要空港における設計風速の算定例を付表-4.3に示す。							P付-94 建築基準でいう、基準風速と異なるため、混同を避けるため異なる名称とする。							
付表-4.3 各主要空港における基準風速の算定結果							付表-4.3 各主要空港における設計風速の算定結果														
空港名	再現年別確率風速 (ゲンベル分布)				風速計 の高さ (m)	地表面 粗度 区分	基準風速 (m/s) (粗度区分Ⅱ) (地上10m)														
	10年	30年	50年	100年			10年	30年	50年	100年											
稚内	24	25	25	26	8	Ⅱ	24	26	26	27	稚内	24	25	25	26	8	Ⅱ	24	26	26	27
釧路	18	19	20	21	9.4	Ⅱ	18	19	20	21	釧路	18	19	20	21	9.4	Ⅱ	18	19	20	21
新千歳	21	23	24	25	9.8	Ⅱ	21	23	24	25	新千歳	21	23	24	25	9.8	Ⅱ	21	23	24	25
函館	21	22	23	24	10.1	Ⅱ	21	22	23	24	函館	21	22	23	24	10.1	Ⅱ	21	22	23	24
仙台	22	23	24	24	8.2	Ⅱ	23	24	24	25	仙台	22	23	24	24	8.2	Ⅱ	23	24	24	25
新潟	24	26	27	28	8.4	Ⅰ	20	22	22	23	新潟	24	26	27	28	8.4	Ⅰ	20	22	22	23
成田国際	23	26	27	29	11.1	Ⅱ	23	25	27	28	成田国際	23	26	27	29	11.1	Ⅱ	23	25	27	28
東京国際	27	31	33	35	10	Ⅰ	22	25	26	28	東京国際	27	31	33	35	10	Ⅰ	22	25	26	28
中部国際	23	27	29	31	10	Ⅰ	19	22	23	25	中部国際	23	27	29	31	10	Ⅰ	19	22	23	25
大阪国際	19	21	22	23	10	Ⅱ	19	21	22	23	大阪国際	19	21	22	23	10	Ⅱ	19	21	22	23
関西国際	26	28	29	31	10.2	Ⅰ	21	23	24	25	関西国際	26	28	29	31	10.2	Ⅰ	21	23	24	25
広島	19	20	21	22	10.2	Ⅱ	18	20	21	22	広島	19	20	21	22	10.2	Ⅱ	18	20	21	22
高松	19	20	21	22	10.2	Ⅱ	19	20	21	22	高松	19	20	21	22	10.2	Ⅱ	19	20	21	22
松山	22	23	24	24	10.2	Ⅰ	17	18	19	20	松山	22	23	24	24	10.2	Ⅰ	17	18	19	20
高知	24	27	29	31	8.3	Ⅱ	25	28	30	31	高知	24	27	29	31	8.3	Ⅱ	25	28	30	31
北九州	32	36	39	41	8	Ⅰ	26	30	32	34	北九州	32	36	39	41	8	Ⅰ	26	30	32	34
福岡	26	30	32	35	8	Ⅱ	27	31	33	36	福岡	26	30	32	35	8	Ⅱ	27	31	33	36
長崎	31	35	37	40	9.9	Ⅰ	25	29	30	33	長崎	31	35	37	40	9.9	Ⅰ	25	29	30	33
大分	28	34	36	39	8	Ⅰ	23	28	30	32	大分	28	34	36	39	8	Ⅰ	23	28	30	32
熊本	20	24	25	27	7.5	Ⅱ	21	25	26	29	熊本	20	24	25	27	7.5	Ⅱ	21	25	26	29
宮崎	31	36	39	42	7.6	Ⅰ	26	30	32	35	宮崎	31	36	39	42	7.6	Ⅰ	26	30	32	35
鹿児島	25	29	31	33	8	Ⅱ	26	30	32	34	鹿児島	25	29	31	33	8	Ⅱ	26	30	32	34
那覇	37	43	46	49	6.7	Ⅰ	31	36	38	42	那覇	37	43	46	49	6.7	Ⅰ	31	36	38	42
札幌	19	22	23	25	59.5	Ⅱ	14	17	18	19	札幌	19	22	23	25	59.5	Ⅱ	14	17	18	19
三沢	12	14	15	16	7.9	Ⅰ	10	11	12	13	三沢	12	14	15	16	7.9	Ⅰ	10	11	12	13
百里	11	12	12	13	10	Ⅱ	11	12	12	13	百里	11	12	12	13	10	Ⅱ	11	12	12	13
小松	13	14	15	15	10	Ⅱ	13	14	15	15	小松	13	14	15	15	10	Ⅱ	13	14	15	15
美保	14	15	16	17	11.6	Ⅰ	11	12	13	14	美保	14	15	16	17	11.6	Ⅰ	11	12	13	14
岩国	12	14	15	16	10	Ⅰ	10	11	12	13	岩国	12	14	15	16	10	Ⅰ	10	11	12	13
徳島	22	26	27	30	17.4	Ⅰ	17	20	21	23	徳島	22	26	27	30	17.4	Ⅰ	17	20	21	23

現行	改訂(案)	備考
<p>第3章 空港用地編</p> <p>1.2 施設配置</p> <p>1.2.1.1 航空保安施設用地</p> <p>1.2.1.1-1 グライドスロープ用地</p> <p>【解説】</p> <p>(6) グライドスロープ用地周囲の場周柵は、グライドスロープアンテナから見通せる範囲に設置する場合はグライドスロープ電波の障害とならないような材質とする必要がある。図-1.2.4に一般的な範囲を例示するが、詳細については無線担当者と協議して決定する必要がある。</p>  <p>図-1.2.4 グライドスロープ電波の障害とならないような材質の場周柵を採用する範囲</p>	<p>第3章 空港用地編</p> <p>1.2 施設配置</p> <p>1.2.1.1 航空保安施設用地</p> <p>1.2.1.1-1 グライドスロープ用地</p> <p>【解説】</p> <p>(6) グライドスロープ用地周囲の場周柵は、グライドスロープアンテナから見通せる範囲に設置する場合はグライドスロープ電波の障害とならないような材質とする必要がある。図-1.2.4に一般的な範囲を例示するが、詳細については無線担当者と協議して決定する必要がある。</p>  <p>図-1.2.4 グライドスロープ電波障害とならないような材質の場周柵を採用する範囲(例示)</p>	<p>無線担当者と協議して決定する必要があるため、図より具体的な範囲を削除した。</p>